

概要版

第3期

新しいばらき障害者プラン

茨城県障害者計画

茨城県障害福祉計画

茨城県障害児福祉計画



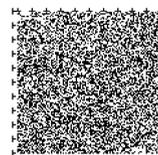
「ゾウのおやこ」落合里穂さんの作品
「ナイスハートふれあいフェスティバル2023
ナイスハート美術展（一般の部）絵画部門 最優秀賞」

令和6年3月

茨城県

視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード（Uni-Voice：ユニボイス）」を付けました。スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし、コードを読み取ることで、自動で文章を読み上げます。

※ Uni-Voice はUni-Voice 事業企画株式会社の登録商標です。



計画策定の趣旨

茨城県では、平成30年3月に策定した「第2期新しいばらき障害者プラン」（計画期間：平成30年度～令和5年度）に基づき、障害福祉施策を推進してまいりました。

この間、障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正など、様々な障害福祉制度の改革が進められ、障害福祉行政を取り巻く状況は変化しています。

こうした背景を踏まえ、茨城県では、茨城県総合計画の基本的な考え方のもと、国が策定した第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針や、県におけるこれまでの取組の実績、地域の実情に基づき、茨城県障害者施策推進協議会の審議やパブリックコメント等を通じて県民の皆様のご意見をお聞きしながら、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期新しいばらき障害者プラン」を令和6年3月に新たに策定しました。

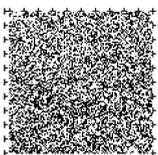
計画の性格

- この計画は、障害者基本法に定める「都道府県障害者計画」、障害者総合支援法に定める「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法に定める「都道府県障害児福祉計画」として策定するものです。
- この計画は、茨城県の障害福祉施策推進の基本的方向や目標を明らかにするとともに、障害福祉サービスの提供体制に関して計画的な整備を進めるための方策を定め、障害福祉施策の総合的な推進を図るものです。
- この計画は、「第2次茨城県総合計画」の部門別計画として位置付けられるものであり、「茨城県保健医療計画」、「新しいばらき高齢者プラン21」、「茨城県地域福祉支援計画」など、関連する他の計画と調和が保たれるよう配慮しています。

計画の期間

- 令和6年度から令和11年度までの6か年計画とします。
- 令和8年度に、それまでの達成状況を踏まえ、計画の見直しを行います。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者計画	新しいばらき 障害者プラン (障害者計画＋ 障害福祉計画)	第2期新しいばらき障害者プラン (障害者計画＋障害福祉計画＋ 障害児福祉計画) ※3年毎に内容見直し						第3期新しいばらき障害者プラン (障害者計画＋障害福祉計画＋ 障害児福祉計画) ※3年毎に内容見直し					
障害福祉計画													
障害児福祉計画													



障害者の現状と課題

令和4年度末現在の茨城県における障害者手帳所持者は、身体障害者 88,607 人、知的障害者 26,324 人、精神障害者 24,480 人となっています。障害者手帳所持者は年々増加しているなか、障害の重度化や重複化、高齢化が進んでいます。

本計画においては、障害による支援を必要とする人を広く「障害者」と捉え、支援の在り方を考えています。施策を進めるにあたっては、主に以下のような課題があげられます。これらの課題に積極的に取り組み、その実現に努めてまいります。

権利擁護の推進

福祉施設入所者の地域生活への移行

精神障害者の入院医療から地域生活への移行

インクルーシブ教育システムの理念に基づく教育

福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉的就労の底上げ

発達障害者、高次脳機能障害者及びひきこもり者への支援

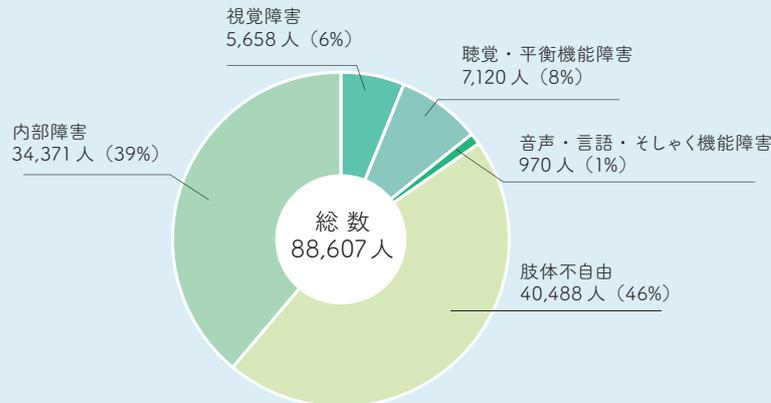
相談支援体制の充実

障害児への支援

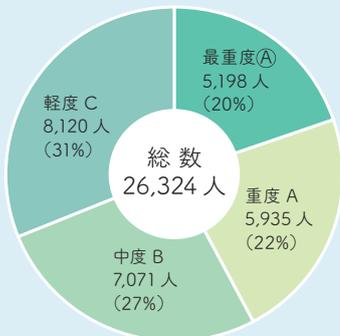
福祉人材の確保

東日本大震災等の教訓を踏まえての防災体制の確立

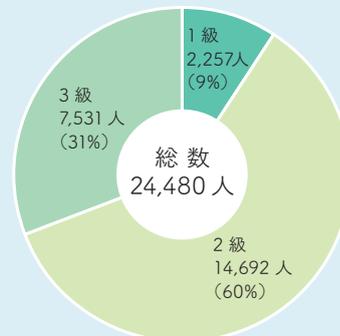
● 身体障害者（障害別）手帳交付者数



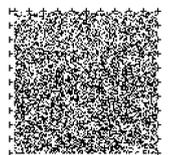
● 療育手帳交付者数



● 精神障害者保健福祉手帳交付者数



令和5年3月末現在



第3期新しいばらき障害者プランの体系

● 基本理念「ノーマライゼーション」と「完全参加」

障害の有無によって分け隔てられることなく、障害者が一般社会の中で普通の生活を送ることができる「ノーマライゼーション」と、自らの意思によりあらゆる分野に参加する機会が確保される「完全参加」を基本理念とし、県民すべてが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

● 施策体系

I ひとりひとりが尊重される社会をめざして

1 思いやりと助け合いの心づくり

- (1) 啓発・広報活動の推進
 - ① 広報広聴活動の推進
 - ② 普及啓発活動の推進
- (2) 福祉教育・ボランティア活動の推進
 - ① 福祉教育の推進
 - ② ボランティア活動の推進

4 教育・育成の充実

- (1) 障害児への支援
 - ① 地域における療育支援体制の整備
 - ② 障害児施設・事業所における療育機能の充実
 - ③ 教育相談の充実 ④ 医療的ケア児への支援
 - ⑤ 障害児入所施設の質の確保・向上
- (2) 学校教育の充実
 - ① 教育の充実 ② 教職員の資質の向上
- (3) 生涯学習の推進
 - ① 推進体制の充実
 - ② 学習機会の提供と学習活動の活発化
 - ③ 学習情報提供・相談システムの充実

2 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護の取組の充実
 - ① 差別の解消
 - ② 虐待の防止
 - ③ 意思決定支援・成年後見制度

5 就労機会の拡大

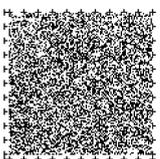
- (1) 一般就労の促進
 - ① 就労の場の確保
 - ② 就労訓練等の充実
 - ③ 相談支援体制と関係機関との連携体制の強化
 - ④ 障害者雇用への理解促進
 - ⑤ 雇用支援施策の活用促進
- (2) 福祉的就労の促進
 - ① 工賃の高い業務への転換
(施設外就労の促進、製品の販路拡大等)
 - ② 就労継続支援事業所における取組の促進
 - ③ 官公需に係る福祉施設等への受注機会の拡大等

3 地域生活への移行の促進

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
 - ① 障害福祉サービス提供体制の整備
 - ② 日中活動の場の整備 ③ 住まいの場の整備
 - ④ 相談支援体制の整備 ⑤ 就労支援体制の強化
 - ⑥ 地域生活支援拠点等の整備
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実
 - ① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の構築
 - ② 地域移行・地域定着の促進 ③ 医療面での支え
 - ④ 保健福祉面での支え ⑤ 生活支援面での支え
- (3) 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
 - ① 地域生活支援拠点等整備の促進

6 文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の充実

- (1) 文化芸術活動の充実
 - ① 文化芸術活動の充実
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実
 - ① スポーツ・レクリエーション活動の充実
- (3) 国際交流の促進
 - ① 国際交流の促進



II 質の高い保健・医療・福祉の充実をめざして

1 保健・医療の充実

- (1) 保健サービスの充実
 - ① 母子保健の充実 ② 高齢者保健の充実
 - ③ 精神保健の充実
- (2) 早期発見・早期療育の充実
 - ① 早期発見対策の充実 ② 早期療育の充実
- (3) 医療の充実
 - ① 精神科医療の充実 ② 難病医療の充実 ③ 歯科医療の充実

2 福祉の充実

- (1) 生活の支援と安定
 - ① 各種制度の周知 ② 経済的負担の軽減
 - ③ その他の助成制度の充実
- (2) 専門性の高い福祉サービスの充実
 - ① 発達障害者への支援
 - ② 強度行動障害を有する者や高次脳機能障害者への支援
 - ③ 依存症患者と家族等への支援
 - ④ ひきこもり者と家族等への支援 ⑤ 障害児への支援
- (3) サービス提供体制の充実
 - ① 障害福祉サービスの充実 ② 各種サービスの充実
 - ③ 障害児への福祉サービスの充実 ④ たん吸引及び経管栄養の実施
 - ⑤ オストメイトへの支援 ⑥ 地域リハビリテーションの充実
 - ⑦ 社会参加活動への支援
- (4) 施設におけるサービスの充実
 - ① ノーマライゼーションと施設整備
 - ② 県立施設の役割機能の検討 ③ 施設福祉の充実
 - ④ 障害児入所施設の充実 ⑤ 障害福祉サービス事業所の指導強化
- (5) 相談支援体制の充実
 - ① 相談支援サービスの提供体制の充実 ② 相談支援専門員の育成
 - ③ 新たな相談支援制度の創設に伴う相談支援事業の充実
 - ④ 市町村自立支援協議会の強化
- (6) 情報バリアフリーの推進
 - ① 情報バリアフリーの推進

3 障害児支援の提供体制の整備

- (1) 地域支援体制の構築
 - ① 児童発達支援センターの設置
 - ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保
- (2) 医療的ニーズへの対応
 - ① 保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携
 - ② 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
 - ③ 医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修
 - ④ 医療的ケア児支援センターによる医療的ケア児への支援体制の構築
- (3) 障害児入所施設からの円滑な移行調整について
 - ① 障害児入所施設からの円滑な移行に向けた支援
- (4) 重症心身障害児等への支援
 - ① 在宅療養が困難な重症心身障害児等への支援
 - ② 在宅療養を行う重症心身障害児等への支援

4 人材の確保・育成

- (1) 人材の確保・育成の推進
 - ① 人材の確保・育成の推進
 - ② 介護職員の処遇改善

5 地域共生社会の実現に向けた取組

- (1) 保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進
 - ① 保健・医療・福祉・保育・教育・労働の連携による施策の推進

III 快適に暮らせる社会をめざして

1 人にやさしいまちづくり

- (1) ユニバーサルデザインの推進
 - ① ユニバーサルデザインの推進
- (2) 居住環境整備の推進
 - ① 居住環境の整備 ② 住みよい環境づくり
- (3) 生活環境整備の促進
 - ① 道路交通安全の確保 ② 都市公園のバリアフリー化の推進
 - ③ 交通安全の推進 ④ 道路における障害物の排除

2 外出支援の充実

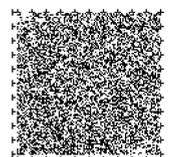
- (1) 移動手段の確保
 - ① 運転適格審査の実施 ② 移動・歩行への援助
 - ③ 駐車禁止除外の指定 ④ 高齢運転者等専用駐車区間制度
 - ⑤ 身障者等用駐車施設の適正利用の推進
- (2) 移動支援の充実
 - ① 移動支援の充実

3 安全・安心な暮らしの確保

- (1) 防災対策の充実
 - ① 避難行動要支援者情報の把握と共有化 ② 個別避難計画の策定
 - ③ 福祉避難所の指定と支援体制の整備 ④ 関係団体との連携
 - ⑤ 原子力災害における要配慮者の安全確保
 - ⑥ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施
- (2) 消費者被害の防止と防犯意識の高揚
 - ① 消費者被害防止対策の推進 ② 安全なまちづくりの推進
 - ③ 成年後見制度の利用の周知

4 行政サービス等における配慮

- (1) 行政機関における配慮
 - ① 行政機関の窓口や会議等における配慮
- (2) 選挙における配慮
 - ① 投票所における投票環境の改善
 - ② 投票所での投票が困難な障害者への対応
 - ③ 障害特性に応じた情報提供

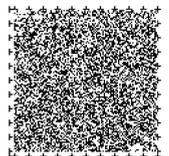


成果目標

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度
福祉施設入所者の地域生活への移行 (令和4年度末現在入所者数:3,819人)	1,411人	1,468人	1,526人
福祉施設入所者(定員)の削減 (令和4年度末現在施設入所者(定員):4,136人)	70人減	140人減	209人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況	30市町村が協議の場を設置。引き続き、設置に向けた取組を推進。		
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上)	1,943人	1,818人	1,694人
精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳未満)	1,437人	1,355人	1,273人
精神障害者の入院後3か月時点の退院率の向上 (令和2年度 62.6%)	64.7%	66.8%	68.9%
精神障害者の入院後6か月時点の退院率の向上 (令和2年度 78.0%)	80.1%	82.3%	84.5%
精神障害者の入院後1年時点の退院率の向上 (令和2年度 86.3%)	87.8%	89.4%	91.0%
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域平均生活日数 (令和2年度 327.1日)	328.1日	329.1日	330.2日
地域生活支援拠点等の整備	障害者の地域での安心を確保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を推進するため、各市町村への地域生活支援拠点の整備を促進するとともに、機能の充実に向け年1回以上検証及び検討を実施する。		
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。		
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和3年度実績:349人)	397人	422人	447人
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数 (令和3年度実績:97人)	112人	119人	126人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数 (令和3年度実績:56人)	64人	68人	72人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数 (令和3年度実績:151人)	174人	186人	198人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	5割	5割
就労定着支援事業の利用者数 (令和3年度実績:2,281人)	2,749人	2,983人	3,217人
就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合 (令和3年度就労定着率7割以上の事業所の割合:42.9%)	5割	5割	5割
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築の推進	地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、年1回以上の協議、検討及び情報共有等の場を設ける。		
相談支援体制の充実・強化	令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1か所の基幹相談支援センターの設置を促し、総合的・専門的な相談支援の体制を確保するとともに、県においても、地域自立支援協議会連絡会において市町村自立支援協議会と連携の強化を図り、地域の相談支援体制の充実を図る。		
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。		
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和8年度末までに全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。		
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	国の基本指針に即して目標を設定し、関係機関が連携し、充実した支援体制を整備する。		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置	令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和8年度末までに県、各市町村又は各圏域において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	令和8年度末までに各市町村又は各圏域において医療的ケア児等コーディネーターを配置する。		
医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児支援センターへのコーディネーターの配置	令和8年度末までに県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置する。		
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	国の基本指針に即して、関係機関が連携し、協議の場を整備していくよう努める。		

障害福祉サービス見込量

	区 分	R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度	
		実利用者数	延利用時間	実利用者数	延利用時間	実利用者数	延利用時間
(1) 訪問系サービス (月間)	居宅介護	2,656	47,503	2,761	49,462	2,876	51,511
	重度訪問介護	155	46,693	167	54,094	181	60,594
	同行援護	343	5,270	360	5,669	379	5,965
	行動援護	111	1,733	118	1,802	123	1,862
	重度障害者等包括支援	12	1,064	13	1,065	15	1,099
(2) 日中活動系サービス (月間)		実利用者数	延利用者数	実利用者数	延利用者数	実利用者数	延利用者数
	生活介護	7,241	136,413	7,378	138,443	7,531	140,511
	自立訓練（機能訓練）	171	1,768	196	2,302	224	3,338
	自立訓練（生活訓練）	375	5,072	399	5,275	433	5,562
	就労選択支援			463	8,614	569	10,245
	就労移行支援	1,024	13,884	1,065	14,422	1,107	14,956
	就労継続支援（A型）	2,715	42,649	2,930	45,735	3,164	49,104
	就労継続支援（B型）	7,988	123,441	8,432	130,249	8,958	137,497
	就労定着支援	268	874	296	924	326	995
	療養介護	344	7,810	350	7,868	357	7,922
	短期入所（福祉型）	1,193	8,550	1,290	9,569	1,345	10,242
	短期入所（医療型）	60	313	68	346	75	387
(3) 居住支援・施設系サービス (月間)		実利用者数		実利用者数		実利用者数	
	自立生活援助	48		62		79	
	共同生活援助 (グループホーム・ケアホーム)	4,933		5,312		5,744	
	施設入所支援	3,396		3,372		3,342	
(4) 相談支援 (年間)		実利用者数		実利用者数		実利用者数	
	計画相談支援	24,390		25,490		26,634	
	地域移行支援	49		61		72	
	地域定着支援	73		87		97	
(5) 障害児通所支援 (月間)		実利用者数	延利用者数	実利用者数	延利用者数	実利用者数	延利用者数
	児童発達支援	4,167	31,855	4,565	35,482	5,005	40,016
	放課後等デイサービス	7,509	90,098	8,237	101,574	9,052	111,005
	保育所等訪問支援	222	583	268	712	316	865
	居宅訪問型児童発達支援	35	152	41	195	52	251
(6) 障害児入所支援 (月間)		実利用者数		実利用者数		実利用者数	
	福祉型児童入所支援	107		101		96	
	医療型児童入所支援	75		74		72	
(7) 障害児相談支援 (年間)		実利用者数		実利用者数		実利用者数	
	障害児相談支援	10,941		12,117		13,487	





第3期新しいばらき障害者プラン（概要版）

発行 茨城県福祉部障害福祉課
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-3357
FAX 029-301-3370

